

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、
の翌日)

鳥取県畜産講習所講習規程（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）の規定に基づき、鳥取県立畜産講習所（以下「講習所」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(収容定員)

第二条 講習所の収容定員は、知事が別に定める。

(講習期間)

第三条 講習所の講習期間は、一年とし、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(休業日)

第四条 講習所の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する休日

二 日曜日

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に講習することができる。

(講習科目及び講習時間数)

第五条 講習所の講習科目は、次に掲げるとおりとする。

一 家畜の飼養管理

二 草地の造成及び改良

鳥取県規則第二十号

鳥取県立畜産講習所管理規則

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立畜産講習所管理規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

規則

三 家畜の人工授精

四 畜産加工

五 農機具

六 作物病害虫

七 飼料及び飼料作物

八 家畜の生理衛生

九 獣医学大要

十 家畜の改良繁殖

十一 土壌肥料

十二 畜産関係法規

十三 農業経済

十四 農業簿記

十五 その他知事が必要と認めるもの

2 前項の講習科目ごとの講習時間数は、知事が別に定める。

(入所資格)

第六条 講習所に入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事が適当と認めた者とする。

(入所の手続)

第七条 講習所に入所しようとする者は、入所願書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 健康診断書

三 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

四 その他知事が必要と認める書類
(入所者の決定)

第八条 入所者の決定は、選抜によって行う。

2 前項の選抜に関し必要な事項は、知事が別に定める。

3 知事は、入所者を決定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第九条 前条第三項の通知を受けた者（以下「講習生」という。）は、直ちに、保証人が連署した誓約書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(受講料)

第十一条 講習所の講習については、受講料を徴収しない。

(寄宿舎への入舎)

第十二条 講習生は、寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けようとする講習生は、通所願書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

(講習生手当)

第十三条 講習生に対しても、講習生手当を支給する。

2 前項の講習生手当の額は、知事が別に定める。

(休所及び退所)

第十四条 講習生は、病気その他の理由により休所し、又は退所しようするときは、休所（退所）願書（様式第四号）を知事に提出し、その許

可を受けなければならない。

(賞罰)

第十四条 知事は、講習生が成績優秀であつて他の講習生の模範となると認められるときは、これを表彰することができる。

2 知事は、講習生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

二 成績不良で講習を修了する見込みがないと認められるとき。

三 講習所の秩序を乱し、その他講習生としての本分に反したとき。

(修了証書)

第十一条 知事は、講習の課程を修了した者に対して修了証書（様式第五号）を授与する。

(短期講習)

第十六条 知事は、必要があると認めるときは、第三条の規定にかかわらず、短期の講習（以下「短期講習」という。）を行うことができる。

2 短期講習の講習期間、講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期講習に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、講習所の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の鳥取県畜産講習所講習規程の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によつてしたものとみなす。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二野菜技術講習所長の項の次に次のように加える。

畜産講習
所長

- 一 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例第三条の規定による利用の許可
- 二 鳥取県立畜産講習所管理規則（昭和五十九年二月鳥取県規則第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (1) 第四条第二項の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に講習する旨の決定
 - (2) 第五条の規定による講習科目及び講習時間数の決定
 - (3) 第六条の規定による入所資格の認定
 - (4) 第七条の規定による入所願書に添付する書類の決定
 - (5) 第八条第二項の規定による入所者の選抜に関し必要な事項の決定
 - (6) 第十一条の規定による通所の許可
 - (7) 第十三条の規定による休所及び退所の許可
 - (8) 第十四条の規定による表彰の実施及び講習生に対する退所の命令
 - (9) 第十五条の規定による修了証書の授与
 - (10) 第十六条の規定による短期の講習の実施の決定並びに短期の講習の講習期間、講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期の講習に関し必要な事項の決定

様式第1号 (第7条関係)

入所願書

職氏名殿

このたび貴所講習生として入所したいので、関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

(ふりがな)
（氏名）

㊞

誓約書

職氏名殿

このたび入所を許可されました上は、規則等を堅く守り専心勉強することを誓います。

年 月 日

本人

住 所

氏 名

㊞

上記の者が、このたび貴所に入所を許可されました上は、誓約事項を堅く守らせるとともに、本人の一身上に関する一切の責任を受けます。

年 月 日

保証人

住 所

氏 名

生年月日

㊞

職 業

本人との続柄

様式第2号 (第9条関係)

5 昭和59年3月27日 火曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第12号

様式第3号(第11条関係)

通 所 願 書

職 氏 名 殿

このたび次の理由によつて通所したいので、許可されるようお願いします。

年 月 日

氏 名

印

理 由

様式第4号(第13条関係)

休 所(退 所) 願 書

職 氏 名 殿

このたび次の理由によつて休所(退所)したいので、許可されるようお願いします。

年 月 日

氏 名

印

理 由

様式第5号(第15条関係)

第

鳥取県立中小家畜講習所管理規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

修

了

証

鳥取県規則第二十一号

鳥取県立中小家畜講習所管理規則

鳥取県立中小家畜畜産技術講習規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十五号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)の規定に基づき、鳥取県立中小家畜講習所(以下「講習所」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(収容定員)

第二条 講習所の収容定員は、知事が別に定める。

(講習期間)

第三条 講習所の講習期間は、一年とし、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(休業日)

第四条 講習所の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

鳥取県立中小家畜講習所の講習を終じたことを記す。

職 氏
年 月 日
名

年 月 日 生
名

二 日曜日

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に講習することができる。

(講習科目及び講習時間数)

第五条 講習所の講習科目は、次に掲げるとおりとする。

一 畜産汎論

二 家畜飼養学

三 飼科学

四 家畜繁殖学

五 家畜生理学

六 家畜衛生学

七 家畜の人工授精

八 家畜各論(養豚、養鶏)

九 畜産経営論

十 その他知事が必要と認めるもの

2 前項の講習科目ごとの講習時間数は、知事が別に定める。

(入所資格)

第六条 講習所に入所することができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校を卒業した者又は知事が適当と認めた者とする。

(入所の手続)

第七条 講習所に入所しようとする者は、入所願書(様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 健康診断書

三 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

四 その他知事が必要と認める書類

(入所者の決定)

第八条 入所者の決定は、選抜によつて行う。

2 前項の選抜に関し必要な事項は、知事が別に定める。

3 知事は、入所者を決定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第九条 前条第三項の通知を受けた者(以下「講習生」という。)は、直ちに、保証人が連署した誓約書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(受講料)

第十条 講習所の講習については、受講料を徴収しない。

(講習生手当)

第十二条 講習生に対しては、講習生手当を支給する。

2 前項の講習生手当の額は、知事が別に定める。

(休所及び退所)

第十二条 講習生は、病気その他の理由により休所し、又は退所しようとするときは、休所(退所)願書(様式第三号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(賞罰)

第十三条 知事は、講習生が成績優秀であつて他の講習生の模範となると認められるときは、これを表彰することができる。

2 知事は、講習生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- 2 成績不良で講習を修了する見込みがないと認められるとき。
- 3 講習所の秩序を乱し、その他講習生としての本分に反したとき。

(修了証書)

第十四条 知事は、講習の課程を修了した者に對して修了証書（様式第四号）を授与する。

(短期講習)

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、第三条の規定にかかわらず、短期の講習（以下「短期講習」という。）を行うことができる。
2 短期講習の講習期間、講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期講習に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるものほか、講習所の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二畜産講習所長の項の次に次のよう加える。

中小家畜
講習所長

- | |
|--|
| 一 烏取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例第三条の規定による利用の許可 |
| 二 烏取県立中小家畜講習所管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの |
| (1) 第四条第一項の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に講習する旨の決定 |
| (2) 第五条の規定による講習科目及び講習時間数の決定 |
| (3) 第六条の規定による入所資格の認定 |
| (4) 第七条の規定による入所願書に添付する書類の決定 |
| (5) 第八条第一項の規定による入所者の選抜に關し必要な事項の決定 |
| (6) 第十二条の規定による休所及び退所の許可 |
| (7) 第十三条の規定による表彰の実施及び講習生に對する退所の命令 |
| (8) 第十四条の規定による修了証書の授与 |
| (9) 第十五条の規定による短期の講習の実施の決定並びに短期の講習の講習期間、講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期の講習に關し必要な事項の決定 |

9 昭和59年3月27日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第12号

様式第1号(第7条関係)

入所願書

職 氏名 殿

このたび貴所講習生として入所したいので、関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

(ふりがな)
氏 名

④

誓 約 書

このたび入所を許可されました上は、規則等を堅く守り専心勉強することを誓います。

年 月 日

本 人

住 所

氏 名

④

様式第2号(第9条関係)

誓 約 書

職 氏名 殿

上記の者が、このたび貴所に入所を許可されました上は、誓約事項を堅く守らざるとともに、本人の一身上に関する一切の責任を引き受けます。

年 月 日

保証人

住 所

氏 名

生年月日

職 業

本人との続柄

④

昭和59年3月27日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第12号 10

様式第3号(第12条関係)

休所(退所)願書

職氏名殿

このたび次の理由によつて休所(退所)したいので、許可されるようお願いします。

年 月 日

氏名



様式第4号(第14条関係)

年 月 日

職

氏

名印

鳥取県立中小家畜講習所の課程を修了したことを証する

第
号
修了
証書

年 月 日
生 氏
名

鳥取県立果樹技術講習所管理規則及び鳥取県立野菜技術講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

鳥取県立果樹技術講習所管理規則及び鳥取県立野菜技術講習所管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立果樹技術講習所管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立果樹技術講習所管理規則(昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を削る。

(鳥取県立野菜技術講習所管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立野菜技術講習所管理規則(昭和五十三年二月鳥取県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。